

D 北杜市DX推進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

北杜市DX推進計画策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 業務の目的

日本は今、大きな転換期を迎えている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、これまでの社会のあり方を一変させ、経済や人々の生活様式にも甚大な影響を及ぼしている。また、人口減少、少子高齢化の進展、地球規模での環境変化、災害リスクの高まり、デジタル化の進展など、市民を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。

本市では、第3次北杜市総合計画の基本構想で示す「2030年、地域のありたい姿」を実現するため、本市の特性を活かしたまちづくりの推進を図り、デジタル活用で市民のQOL（生活の質）の向上を図っていく。

- ・近年のデジタル技術の急速な発展・普及により、市民生活は大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その流れは更に加速している。
- ・スマートフォンの世帯保有率も高まっており、生活の様々な場面でネットワークに接続し、日常的にデジタル機器を使用している現代にあっては、提供されるサービスもデジタル技術を前提とした仕組みに変わりつつある。
- ・行政サービスもデジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要がある。
- ・デジタル活用の推進にあたっては、高齢者をはじめ情報弱者になりやすい方々が取り残されないよう、デジタルデバインド対策に取り組む必要がある。
- ・デジタル技術・サービスに対する不安感の払拭や使いたくなるようなデジタル技術・サービスの提供などに取り組み、市民生活の質の向上を図っていく。
- ・地域においてもDXを進めるため、デジタル人材の確保や育成が必要である。

こうした状況を踏まえ、本市においても国が示す「自治体DX推進計画」に掲げられている項目等について、国や県の方向性と整合性を図りつつ着実に推進していくため、DXおよびデジタル技術に知見のある専門家へ委託し、着実な本市のDXの推進を目的とする。

4 計画期間

本計画の計画最終期間は、令和7（2025）年度までとする。

5 業務内容

受注者が実施する業務内容は、以下のとおり。

(1) 「北杜市DX推進計画」の策定支援

本市のDX推進計画策定の支援として、デジタル技術・DX・情報セキュリティ等に関する専門的な知見をもとに、次の支援を伴走的に行う。

- ・ 庁内委員会の設置に伴う委員の選定及び委員会(随時協議)の運営補助
- ・ 庁内の現状課題及び意向調査の実施
- ・ 計画の策定方針の検討、計画案の作成・提出(～6月)
- ・ 関係団体(代表区長会、観光協会、商工会、文化協会、PTA、医師会、社会福祉協議会、農業委員会等の代表者)へのヒアリング
- ・ その他、本市の求めに応じ助言、支援。
- ・ 北杜市DX推進計画策定までのスケジュール案は以下のとおり。

ただし、業務の進行状況により変更となる場合がある。

- ① 北杜市で主要取組方針作成(本業務開始前)
- ② 庁内委員会の設置(～6月)
- ③ 庁内現況調査(～7月)
- ④ 関係団体のヒアリング(～8月)
- ⑤ 計画策定方針の決定(～8月)
- ⑥ 令和4年度及び令和5年度における事業計画案を含む中間報告(～9月)
- ⑦ 令和4年度から令和7年度の計画作成(～11月)
- ⑧ 計画(案)策定(～11月)
- ⑨ パブリックコメント(～1月)
- ⑩ 意見調整・計画策定(～2月)

(2) 業務効率化の推進支援

- ・ 庁内システムの適正化に向けての調査、RPA、AI-OCRなどのITツール活用に向けた業務効率化の検討、支援を行う。
- ・ 地域活性化起業人制度により締結した事業所(派遣職員)との連携を図った中で業務効率化を推進する。

(3) 事例紹介

- ・ 国のDX動向や先進自治体の事例紹介等の情報提供を行う。

(4) その他相談対応

- ・ 中間サーバ、LGWANなど、ネットワークインフラの調査・環境整備、セキュリティ対策設定等、本市の求めに応じ助言や資料作成等の支援を行う。

6 事業実施場所等

業務実施場所は、本市役所内及び受注者の事務所内とする。また、ウェブ会議

システムの利用を想定した環境を準備すること。

7 会議の開催

受注者は、毎月2回以上定例会議を開催し、本市に対して資料に基づき本業務に係る各種作業の進捗状況、課題・懸案事項等を報告し、本市の指示を受けること。

会議の実施は、本市役所内またはウェブ会議システムで接続して実施する。ただし、Web会議システムで実施する場合、受注者が主催者として行うこととする。

8 秘密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た情報について、本市の許可なしに他に利用してはならない。

9 成果品

業務完了後、以下に示す成果物をMicrosoft Office®等の編集可能な電子データと紙面に印刷したものを以下のとおり納入すること。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 北杜市DX推進計画書 50セット（概ね50ページ以上を予定）
- (3) 北杜市DX推進計画書（概要版） 500部 A2両面（A4三つ折りサイズに折込）
- (4) 本市の求めに応じ作成した、調査結果・事例紹介資料データ
- (5) その他、本市と受注者で協議のうえ、本業務に必要なと認めたもの

10 完了

受注者は、本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

11 瑕疵等

受注者は、本業務完了後といえども受注者に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに本市の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の責任において実施するものとする。

12 成果品の帰属

本業務における成果品については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を受けずに複製、他に公表及び貸与してはならない。

13 その他

- (1) 受注者は、定例会議以外にも、必要に応じて本業務の実施に必要な打ち合わせを本市と随時行い、十分な意思疎通を図るとともに、本市の依頼に基づき業

務を実施し、円滑に業務を遂行すること。

(2) 双方の打合せ記録は、受注者が作成し、2週間以内に本市へ提出すること。

(3) 疑義が生じたとき、または本仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議して決定する。